

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年3月 13 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200409 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2200144 号

第1 結論

- 1 請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 22 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 8 月 1 日から昭和 62 年 4 月 1 日まで
② 平成 13 年 10 月 15 日から同年 12 月 28 日まで

A社に勤務していた請求期間①及びC社に勤務していた請求期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。当時使っていた預金通帳、従事した工事関連の書類や写真等を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された預金通帳及び記念碑の写真並びに複数の従業員の回答から判断すると、請求者は、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社を合併したB社は、請負業務委託契約の者については、社会保険の届出手続をしていない可能性がある旨回答している上、請求期間①当時の社会保険・給与事務担当者を含む複数の従業員も、請負業務委託契約で勤務していた者は、厚生年金保険に加入していないかった旨回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、請求期間①において、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない上、請求者が姓のみを記憶している従業員のうちの一人についても、当該期間において、同社に係る被保険者記録がないことが確認できる。

さらに、B社は、請求者に係る資料は残っていないと回答しており、請求者も、給与明細書等の資料は保有していない上、照会に回答した従業員も、自身の給与明細書及び預金通帳を保有していないことから、請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認することができ

ない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された預金通帳及び工事関連の資料から判断すると、請求者は、C社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、C社は既に解散しており、元事業主は亡くなっているところ、その妻は、請求者に係る資料は残っていないと回答している上、請求者も、給与明細書等の資料は保有しておらず、照会に回答した従業員も、自身の給与明細書及び預金通帳を保有していないことから、請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間②に係る国民年金保険料を納付しており、請求者の当時の住所地を管轄するD市の回答によると、請求者は、当該期間を含む平成12年7月1日から平成14年1月1日までの期間において、国民健康保険の被保険者であるところ、元事業主の妻は、年金の加入について、社員ではない個人事業主は、自身で国民年金等に加入していた旨陳述している。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。